

## 2 競技日程・組合せ表、プログラム作成業務

県、会場地市町村及び県競技団体は、日本スポーツ協会及び中央競技団体と調整を図りながら、「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」の定めによる競技日程、組合せ表、総合プログラム及び競技別プログラムを作成する。

### 1 業務の概要

業務名	内 容	中央競技団体	県	会場地市町村	県競技団体
競技日程・組合せ表の作成	① 案作成 会場地市町村は、県競技団体と協議の上（県競技団体は中央競技団体と協議）、案を作成し、県へ提出する。	○		◎	○
	② 作成・印刷・配布 県は、会場地市町村から提出された案を基に、大会実施要項との整合性に留意しながら、県案として取りまとめ、日本スポーツ協会の承認を得た後、「競技日程・組合せ表（案）」を公開し、必要に応じて関係機関・団体に配布する。		◎		
総合プログラムの作成	① 記載内容の決定 県は、作成趣旨、具体的な記載内容、規格、作成部数及び配布先、作成期限等の内容を、日本スポーツ協会と協議し、決定する。		◎		
	② 原稿の作成、編集 県は、文部科学省及び日本スポーツ協会に挨拶原稿を依頼するとともに、会場地市町村及び県競技団体の協力を得て、原稿を作成し、編集する。		◎	○	○
	③ 印刷・配布 県は、印刷完了後、関係機関・団体に配布する。		◎		
競技別プログラムの作成	① 作成の説明 県は、作成趣旨、具体的な記載内容、規格、作成部数及び配布先、作成期限等を内容とする作成要領を作成の上、会場地市町村に対し説明する。		◎		
	② 原稿の編集 会場地市町村は、県競技団体の協力を得て、原稿を作成し、編集する。なお、日本スポーツ協会会長、文部科学大臣、県知事挨拶文などの全競技・行事に共通する原稿は、県が取りまとめ、会場地市町村に提供する。			◎	○
	③ 印刷・配布 会場地市町村は、作成期限に合わせて印刷を完了させ、関係機関・団体に配布するとともに、必要部数を県に提出する。 ※主な配布先：中央競技団体、競技会役員、競技役員、選手・監督、関係団体等			◎	
	④ 取りまとめ・配布 県は、すべての競技別プログラムを取りまとめ、日本スポーツ協会、後催県、報道関係等へ配布する。		◎		

○組合せ抽選前の競技日程・組合せ表の配布計画案

- 1 配布時期：国民体育大会3ヶ月前
- 2 配布方法：「競技日程・組合せ表（案）」として県ホームページで公開

○組合せ抽選後の競技日程・組合せ表の配布計画案

- 1 配布時期：大会直前
- 2 配布方法：「総合プログラム」及び「競技別プログラム」
- 3 配布先：日本スポーツ協会、文部科学省、中央競技団体、後催県国体準備担当課、各都道府県、正規視察員  
県体育・スポーツ協会、県競技団体、会場地市町村、競技力向上対策本部、行幸啓関係者、自衛隊大会記録本部、報道関係者、県関係部局 等

### 2 業務推進上の留意点

- (1) 競技日程・組合せ表は、総合プログラム及び競技別プログラムの原稿となることを踏まえて作成すること。
- (2) 業務推進にあたって問題が生じた場合、会場地市町村及び県競技団体は、速やかに県に報告するとともに、中央競技団体と協議し解決にあたること。
- (3) プログラムの完成期日が大会開催直前となるため、適切なスケジュール管理の基に業務の推進を図ること。
- (4) プログラムの作成業務は、参加申込み及び組合せ抽選会との関連が大きいため、推進にあたっては事務処理手順等、事前の調整を十分に行うこと。
- (5) 経費節減のために、配布先を精査し、作成部数を必要最小限にするとともに、配布方法等の検討を行うこと。
- (6) 各競技別プログラム作成業務と合わせて、監督会議会場、記録本部、練習会場等を検討すること。

**1 国民体育大会開催基準要項(令和元年12月12日第55次改定)※抜粋**

30 プログラム

(1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。

(2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則10項で定める。

(3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各1部
参加選手団	各5部
競技団体	各2部
報道関係者	1社各1部

2) 競技別プログラム

競技団体	各5部
競技会役員・競技役員	各1部
参加選手団	各2部
競技別監督	各1部
参加選手全員	各1部
報道関係者	1社各1部

**2 国民体育大会開催基準要項細則(平成31年4月1日改定)※抜粋**

10 本則第30項第2号(プログラムに記載する内容)

(1) 総合プログラムには、下記のものに記載しなければならない。

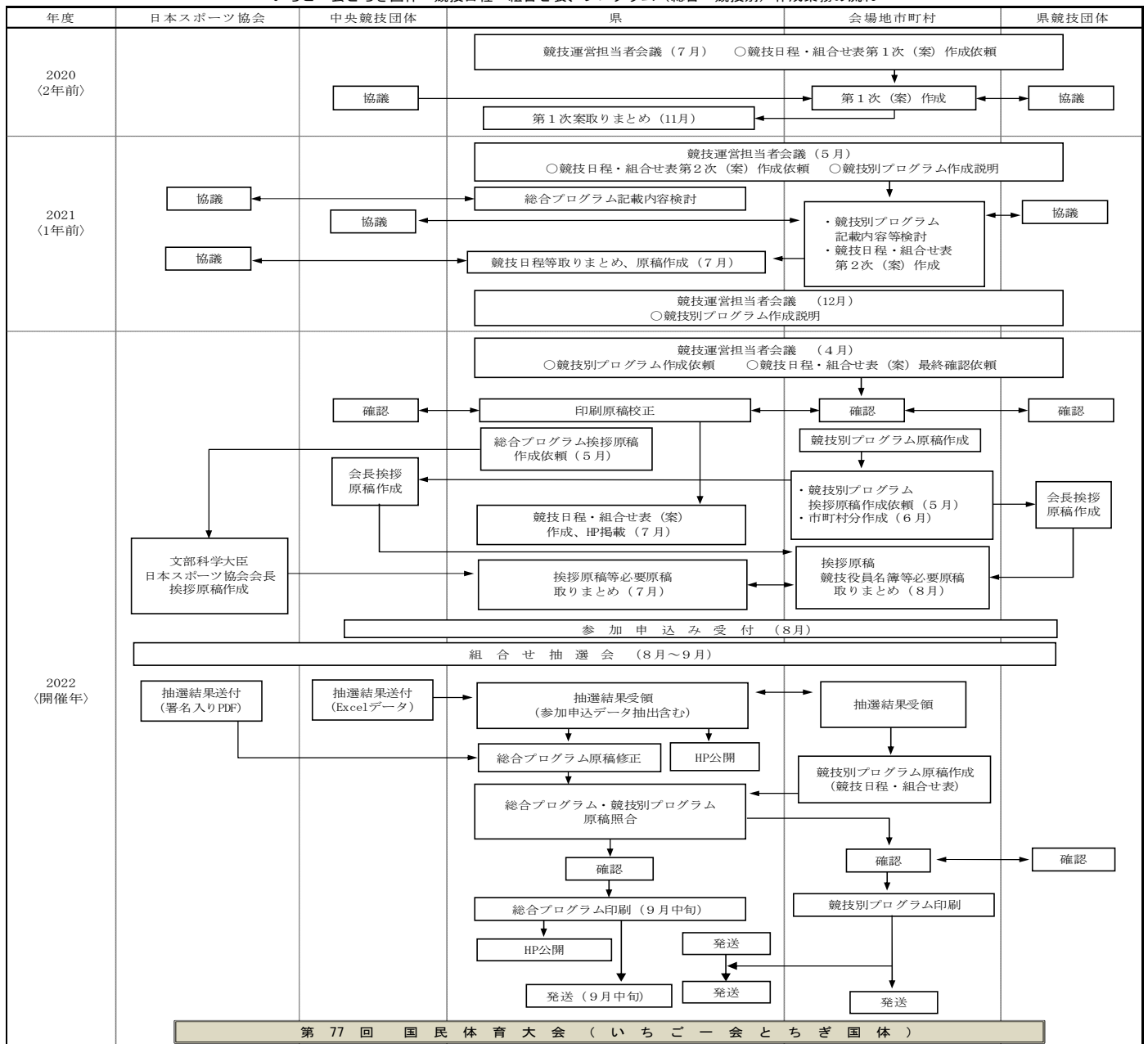
- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事歓迎のこたば
- 2) 大会役員
- 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 4) 参加人員一覧表
- 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
- 6) 各競技の日程及び組み合わせ
- 7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のものに掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事歓迎のこたば
- 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎の言葉
- 3) 大会役員
- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員
- 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第
- 9) 会場図
- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する

いちご一会とちぎ国体 競技日程・組合せ表、プログラム(総合・競技別) 作成業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。